

平成 26 年度 インクルーシブ教育システム構築モデル事業 成果報告書 I
【インクルーシブ教育システム構築モデルスクール】

教育委員会名

熊本県教育委員会

概 要

モデルスクールの概要（平成 27 年 3 月 1 日現在）

	モデルスクール名	在籍者数	教職員数
1	熊本県立鹿本農業高等学校	315 名	54 名

【事業概要】

1. モデルスクールの特色（特別支援教育に関する事項）

本県では、高校での特別支援教育の推進を重要施策として取り組んでいる。

熊本県立鹿本農業高等学校は、平成 25 年度から本事業の指定校として、配置した合理的配慮協力員等と連携して、教職員の障がい理解や合理的配慮についての理解を深める多様な研修等に取り組んだ。本校では、授業や校内委員会を通じて、特別な支援を要する生徒の情報共有や学校全体で支援を行う教員の意識改革を行い、療育手帳を持つ生徒を就労につなげるなどの成果があった。また、本校が所在する山鹿市が、同事業のモデル地域として取組を行っており、同市との連携協議会開催により一貫した支援体制について情報交換を行っているところである。

しかしながら、合理的配慮の事例蓄積のため、生徒一人一人の障がい特性や教育的ニーズの把握が的確であるか、また教育的ニーズに応じた適切な合理的配慮となっているか、整理と検証が必要であった。

平成 26 年度は、引き続き同校をモデルスクールとして指定し、医療関係者など研修講師の幅を広げ、一層の研修強化を図るとともに、専門家を交えたケース検討を行うなどして合理的配慮の分析・整理を行った。

2. 取組の概要

【教育委員会がモデルスクールに対して行った取組及び支援】

(1) インクルーシブ教育システム構築モデル事業連絡会（年 3 回）

県教育委員会では、学識経験者、特別支援学校、県立教育センター、山鹿市教育委員会及びモデルスクールによる事業連絡会を企画・運営し、指導・助言を行った。

(2) 学校訪問や校内研修等における指導・助言

担当指導主事が、指定校の学校訪問や校内研修に参加し事業の進捗状況や合理的配慮の検討等について指導・助言を行うとともに、校内研究推進委員会のメンバーとして助言等を行い、事業推進を図ってきた。

(3) 成果の普及

本県教育委員会が発行する電子広報誌『教育くまもと』を活用し指定校の中間報告会や合理的配慮の提供に係る取組を報告してきた。また、高校の会議等で研究内容等について情報提供を行った。

【モデルスクールとして行った取組】

(1) 校内生徒支援委員会（以下「委員会」という。）（毎週火曜日定期開催）

支援対象生徒の実態把握や1週間の取組の状況確認、合理的配慮の検討、今後の取組事項などについて協議を行った。メンバーは、教頭、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、適応指導担当、各学年主任、1学年副担任、合理的配慮協力員とした。

(2) 実態把握

中学校から引継ぎのあった生徒や発達障がい等の診断がある生徒については、入学後に担任等が学校生活や学習への適応状況を観察し、委員会で情報を整理し共有した。

引継ぎは無いが、担任等の気付きにより支援の必要性があると判断した生徒については、文部科学省の「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査」の質問項目を活用したり、合理的配慮協力員等に観察してもらったりして客観的な実態の把握を行ってきた。

(3) 合理的配慮の検討・提供・評価

合理的配慮については、合理的配慮協力員が担任との意見交換や授業参観後の授業者との意見交換を通して得た情報を基に委員会で検討したり、特別支援学校のコーディネーターを交えて検討したりして提供してきた。また、県立教育センターや行政職員を交えたケース検討会も実施した。提供する合理的配慮については、個別の教育支援計画等に記入したり、一覧表を作成したりして、支援策の検討をする際に活用している。本人・保護者との合意形成については、授業参観や家庭訪問等の個別面談を通じて共通理解を図った。

(4) 職員研修

県内の医療関係者及び作業療法士を講師として招き、医療の立場からの発達障がい等の理解啓発を図った。また、教材や授業の工夫について演習形式で研修を実施し「ユニバーサルデザインの授業づくり」の具体例を出し合った。

(5) 授業等での取組

基礎的環境整備の観点（7）「個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導」の整備として、以下のような実践を行った。

- ・ 少人数による習熟度別学習の展開
- ・ 毎週木曜日7時間目の「学びなおし」の学習会の実施
- ・ コミュニケーション力の育成を図るための「ショートコミュニケーションタイム」の実施

(6) 環境整備

学習環境を整えるための取組として、各自のロッカーにファイルスタンドを準備し

たり整理の仕方を写真で示したりして、自分で整理整頓できるようにした。

(7) 移行支援

中学校との引継ぎについては、次のような取組を実施した。

- ・入学前に高校の教員が新入生の出身中学校を訪問し、情報交換会を実施。
- ・高校の授業に生徒の出身中学校の教員による参観を企画・実施。

(8) 中間報告会の実施(11月20日)

支援対象生徒への合理的配慮の提供を意識した授業づくりと集団に対する分かりやすい授業づくりについて授業公開をし、意見交換の実施と事業報告をした。

3. 成果及び課題

(1) 成果

- ・委員会を定期開催することにより、生徒の実態把握や合理的配慮の検討及び評価をする場が確保でき、継続的な取組につながった。また、合理的配慮協力員が授業参観することで、実態把握や合理的配慮の評価のデータが収集できたり、関係機関とケース会議を実施することで支援の内容が家庭にも広がったりした。
- ・職員研修や中間報告会の実施により、職員のインクルーシブ教育に関する意識の向上が図れた。特に、中間報告会では、合理的配慮の観点を指導案に記載することで、職員が合理的配慮の視点を意識し、支援の日常化につなげることができた。
- ・入学後の生徒の状況について中学校と情報交換する機会がなかったため、元中学校担任にモデルスクールの授業参観に参加してもらい、情報交換を実施した。そのことが、入学後の高校の取組や中高の連携の在り方について検討する機会となった。

(2) 課題

- ・これまでは、委員会のみで校内の支援体制の推進を図ってきたが、障がいのある生徒の教育的ニーズに応じた合理的配慮の検討、提供を充実させるためには、他の分掌部との連携協力が必要となる。そこで次年度は、進路部、教務部、情報教育部からなるプロジェクトチームを作り、支援の充実を図る必要がある。
- ・特別支援教育に関する職員の理解啓発を図る研修を多く実施し合理的配慮の蓄積を行ってきたが、他校への普及を考えると、更なる事例の蓄積が必要と考える。そのため、合理的配慮協力員が参加する山鹿市の合理的配慮協力員会議で得た小・中学校での合理的配慮事例を高等学校で紹介したり、校内研修や市内の高等学校の連携会議で事例検討をしたりしながら、職員の力量を向上させていきたい。
- ・中学校との連携については、モデルスクールを中心に行ってきたために、他の高等学校へ般化するための検証が十分にできなかった。そこで、次年度は同市内の6中学校と4高校の連絡会を実施するとともに、他の高等学校でも取組の検証を行い、より効果的で円滑な引継ぎの方法を検討する。

※熊本県では、「障害」を「障がい」と表記